

令和3年3月3日

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば
理事長 拝師 徳彦 殿

株式会社 フジプロデュース
代表取締役 藤井 宏和



回答書

令和3年2月16日付けの貴法人からの「申入書」について、下記の通りご回答いたします。

1：利用規約第3条第5項について

【原文】

「前項の報酬、会費については、いかなる理由があっても返還しないものとする。」

【変更後】

本サポート（各種教材の受け渡し、及びコンサルティング業務）は、秘匿性の高い情報も含まれていることから、申込者は、全部または一部を受けなかった場合であっても、当社に対し、費用の全部又は一部の返金を求めることは出来ないものとしします。

※

当社の利用規約に同意して頂く前に、無料相談（無料セミナー）に参加していただき、内容にご納得いただき、その後に入会願書を提出して頂くというステップを踏んでいます。

入会願書では、近い将来訪問マッサージ事業を開業したいという意気込みを記入して頂いておりますので、事業主になるという明確な意思を持った申込者のみを対象とさせていただいた規約となっています。また当社では、規約にご同意いただきサポート費用をご入金頂いた申込者に対して「訪問マッサージ事業 開業スタートキット」をお送りさせて頂いております。

スタートキットに含まれているものは、訪問マッサージ院の運営に関しての

- ・開設手順ノウハウ・集客ノウハウ・採用ノウハウ・レシピ作成ノウハウ
- ・同意書関連ノウハウ・地域の介護、医療情報・各種マニュアル、ひな形などが含まれており、このキットだけを活用しても十分に訪問マッサージ院の開業及び運営が出来るものとなっております。

以上